

機関番号：12604
 研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2008～2010
 課題番号：20530764
 研究課題名（和文） 初等教育普遍化に向けての企業による NGO 支援に関する実証的比較研究
 研究課題名（英文） Comparative Study on Support of Business Sector to activities of Non-Governmental Organization for Universalization of Primary Education
 研究代表者
 渋谷 英章 (SHIBUYA HIDEAKI)
 東京学芸大学・教育学部・教授
 研究者番号：50183398

研究成果の概要（和文）：初等教育普遍化に取り組む NGO に対する企業による支援には、フィランソロフィーにもとづいた支援からビジネスの一環としての支援までのバリエーションがあり、国内資本企業と海外企業では、その目的が異なることが確認された。また支援の内容としては、資金援助、人的資源提供、技術支援、アドボカシーがあげられる。支援を行う企業と政府との関係は一般に良好であるが、支援を受ける NGO とは緊張関係が生じる場合があり、その場合には政府による調整が求められる。

研究成果の概要（英文）：There are variations of ideas of private corporations for supporting to universalization of primary education: some are based on the philanthropic purpose, others are considered as a part of their business. There are also differences between ideas of domestic corporations and multinational ones. The strategies of supporting can cover the financial assistance, providing human resources, the technical assistance, and advocacy. The relationship between supporting corporations and the government is usually good. But the divergences can be found in some cases of relations between business corporations and supported NGO, and governments would play certain role of coordination in such cases.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2009年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：比較教育学

科研費の分科・細目：教育学・教育社会学

キーワード：ケース・スタディ、支援の類型化、企業の社会的責任（CSR）、企業・NGO・政府間パートナーシップ（PPP）、1%クラブ、CEF(Commonwealth Education Fund)

1. 研究開始当初の背景

1948年の『世界人権宣言』以来、すべての人々に対する教育への権利の保障は国際

的な教育政策の主要な課題とされてきている。しかしながら21世紀を迎える段階においても、現実はこの目標とは程遠いことから、

1990年のジョムティエンにおける「万人のための教育（EFA）世界会議」において、教育への権利の保障に向けてのより現実的な取組みのあり方が再検討された。他方、90年代から進展しつつあるグローバリゼーションは、市場の自由の原則にもとづいた「小さな政府」の実現と規制緩和の促進により、これまで「公共セクター」（＝国及び地方公共団体、政府）の役割とされてきた事項への「民間セクター」（ここでは狭義としての私企業を指し、NGOや個人、コミュニティ等を「市民社会」として区別する）の参入と「市民社会」の参加を促進すべきであるとされた。したがって、基本的には国家そして政府の責任とされてきていた教育への権利の保障への取組みにおいても、政府と「市民社会」あるいは「民間セクター」とのパートナーシップが求められるようになったといえる。

これまでの一連の初等教育普遍化におけるNGOの機能に関する研究では、「公共セクター」と「民間セクター」の中間に位置する非政府機関（NGO）は、教育への権利の保障に向けて独自の機能を果たしてきていることが確認されたが、他方、NGOの財政的基盤の脆弱性と、その政治的スタンスから生じる政府とのパートナーシップの不安定性が課題であることも明らかとなった。同時に、初等義務教育の保障に関しても、NGO等の中間セクターを媒介として「民間セクター」としての企業がかかわる事例がみられるようになってきている。

2. 研究の目的

本研究は、初等義務教育の普遍化に向けて、企業によるNGOの教育活動に対する支援の意味を、その具体的事例の検証を通して明らかにすることを目的とする。

企業は本来自己の利益の追求を第一義と

するものであるが、同時にその労働力の供給を公教育に委ねていることから、企業が中等職業教育や高等教育に直接にかかわろうとすることは一般的である。しかし、国民に対する教育への権利保障を基本とし、より強い公共性が求められるはずの初等義務教育に対して、なぜ企業が支援を行おうとするであろうか、またその際にNGO等の「中間セクター」を媒介とするのか。この問題には、グローバリゼーションがもたらした教育の公共性の揺らぎを解くカギが存在すると考える。NGOに対する企業の支援に関しては、これまでのNGOの活動の機能に関する一連の研究のなかで、一定の枠組（＝仮説、後述）を想定している。本研究では、この枠組を具体的なケースの分析によって検証するとともに、枠組そのものの再検討を行う。

具体的には、次のような点を実証的に検討することを目標とする。

- (1) 公共性が高い初等義務教育に対しては、利益の追求を目的とする企業が直接かかわるのではなく、NGOを媒介とする（自らNGOを組織する、あるいはNGOの運営を支援する）ことにより、その利潤追求という性格を和らげることになる
- (2) 政府からの補助金以外に企業からも資金を調達することにより、NGOの財政基盤は安定する。ただし、同時に企業の意図や方針からの影響を受けることになる
- (3) 効率的な組織運営や品質管理などの企業における経営手法を、NGOの組織運営や教育の質的水準の維持向上、また評価システムなどに反映させることができる。ただし、このような経営手法が教育になじむものであるかは議論が分かれる
- (4) 企業は、初等教育普遍化の実現にかかわることにより、社会的責任（CSR）を果たすことに積極的に取り組んでいる姿勢を示

すことができ、企業イメージの向上が図れる
 (5) 将来、中等教育そして高等教育において質の高い労働力を確保するための基盤整備として、企業にとっても初等教育の強化は必要である

3. 研究の方法

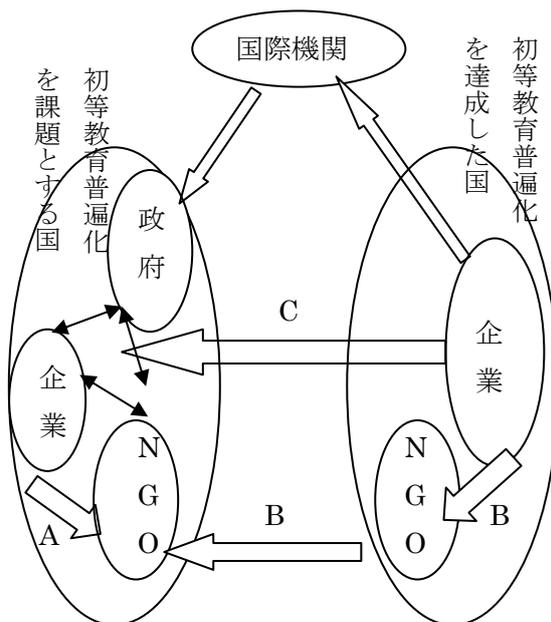
我が国においても、最近では児童期からのキャリア教育や金融教育などの必要性が叫ばれるなかで、義務教育段階の学校でも、企業は具体的、実践的な教育資源を提供できる存在として重要視されてきている。

しかし本研究は、「公共セクター」と「民間セクター」、そしてその中間に位置する NGO との関係のなかで、教育への権利の保障と教育の公共性を検討することを目的とするものであることから、(1) 国際的な教育政策の重要な課題である初等教育の普遍化にむけての、初等義務教育がいまだに実現されていない諸国の初等教育に対する企業の支援を対象とする、(2) 初等学校に対する企業の直接的支援ではなく、「市民社会」としての NGO を媒介とした支援に焦点を絞る、(3) 企業による教育資源の提供という次元での支援ではなく、財政支援やマネジメントという側面から分析することとする。

本研究では、以下のような企業の NGO に対する支援のパターンを構想した。これを下敷きに、(1) 企業の「社会貢献レポート」等の文献やウェブ上の情報を収集・確認することにより、企業による NGO 支援の実際やバリエーションを検討する、(2) 調査対象に特定した企業および NGO の支援にかかわる基本的情報を、同じく文献やウェブ上の情報をもとに確認する、(3) 調査対象の企業の経営者および NGO 支援業務の担当者からは支援の意図や理由について、また支援を受けている NGO 関係者にはその効果と問題点について、

そして支援を受けていない NGO 関係者や政府関係者、研究者からはその意義や批判などの見解について聞き取り調査を行う、(4) 財政的支援の実際と、企業の経営手法やクライアントによる評価システムなどが NGO の専門的機能に与える影響・技術的支援について分析を行う、(5) これらの企業による支援活動が、これまでの研究で明らかとなった NGO の問題点や課題の解決に資する可能性があるのか、あるいは NGO そのものの性格を変容させてしまうことになるのか、従来からの政府と NGO の関係に変化をもたらすものであるのか、などを検証する。

初等教育普遍化に向けての
 企業による NGO 支援の関係モデル



- A 「初等教育普遍化を課題とする国」の国内企業から国内 NGO に対する支援
- B 「初等教育普遍化を達成した国」の企業からの、その国内の NGO あるいは国際 NGO を通した、「初等教育普遍化を課題とする国」の NGO に対する支援
- C 「初等教育普遍化を達成した国」の企業からの、「初等教育普遍化を課題とする国」に

における、政府、企業、NGO の共同プロジェクトに対する支援

D 国際機関を経由した、「初等教育普遍化を達成した国」の企業からの、「初等教育普遍化を課題とする国」における、政府と NGO、（そして企業）の共同プロジェクトに対する間接的支援

4. 研究成果

(1) 各国のケース・スタディ

【インド】長い歴史のあるタータ、ビルラに代表される巨大財閥の存在に加え、1990年代からの急速な経済成長と国有企業の民営化の進行により国内資本が発展し、それらのなかには、インドの初等教育の普遍化に積極的に取り組む国内企業がみられる。なかでも、コンピュータ企業の Wipro が創設した教育 NGO であるアジム・プレムジ財団、銀行が設立した教育 NGO である ICICI 初等教育センターは、それぞれバンガロール（カルナタカ州）、ムンバイ（マハラシュトラ州）を起点として州政府に協力してプロジェクトを展開していた。そして、これら 2 つの NGO と米国およびインドの企業の支援を受けて活動を開始したプラターンは、インド全国を対象に実験的プロジェクトを開発し、その成果を各政府のプロジェクトに反映させるまでに至っている。

【タンザニア】国内企業が十分に発展していないため、支援を行う企業の多くは外資系企業であり、外国企業は企業戦略にとって有効だと考えられる支援を行っている。NGO が積極的に企業との協力関係を築こうとする傾向はあまりみられず、両者の連携教育プロジェクトには政府も関わるのが一般的である。また、政府関係機関が企業と支援される学校、地域コミュニティ等との橋渡しを行っている。NGO や在野の教育関係者からは、

企業による支援はその継続性が確保できない、利益追求という姿勢が強いなどの問題点が指摘され、NGO が媒介となることは少なく、地域コミュニティが自ら必要であると判断した場合に企業からの支援の交渉等を行っている。

【カンボジア】① 日本の企業から国際機関を経由した財政支援の先駆け的事例として、2001 年から 2003 年のイオン 1%クラブと（財）日本ユニセフ協会とのパートナーシップによる、UNICEF のカンボジアにおける学校建設プロジェクトへの財政支援が挙げられる。その後、このプロジェクトは、2006 年から 2008 年はラオスでも展開され、現在ではベトナムでも実施されている。② NGO である JHP・学校をつくる会や SVA（シャンティ国際ボランティア会）のカンボジア学校建設プロジェクトにおける企業寄付比率は、JHP が 40%（2008 年度）、SVA が 38% を占めており（2008-2009 年度）、企業からの寄付への依存度が増加する傾向にある。このような傾向は、国際 NGO の Save the Children Norway, Cambodia でも同様であり、2007 年から資金調達が多様化戦略の下、日本企業やノルウェーの民間財団からも資金を獲得している。③ 日本企業で自ら NGO を設立し、その NGO を通じて現地政府と協議して学校建設を推進している事例として、（株）ワタミの SAJ（School Aid Japan）が指摘できる。

【ラオス】① 日本の企業からラオス政府、NGO の共同プロジェクトに対する財政支援の事例として、生命保険会社の財団法人や IT 関連企業の労働組合が、日本民際交流センターが設立した現地 NGO の EDF（The Education for Development Foundation）に実施させている学校建設プロジェクト、及び奨学金支援・教師養成への財政支援プロジ

エクトの事例が挙げられる。② エルセラーン化粧品ボランティア団体である「エルセラーン 1%クラブ」は、ラオスにおける委託先として SVA とパートナーシップを組んで、学校建設プロジェクトを実施している。SVA と同様のパートナーシップによる教育支援は、アフガニスタンやミャンマー国境難民キャンプでも展開されており、他に世界 9 ヶ国 1 地域で現地 NGO への委託ネットワークを持っている。③ ラオス学校建設プロジェクトでは、通常の教育省のチャンネルだけではなく、首相府内閣官房を窓口とした外交ルートを通じた韓国の企業による財政支援の事例もあり、同様のプロジェクトはカンボジア・ベトナムにも存在することが確認された。

【タイ】 ① 国家教育法(1999)第 8 章「教育への資源及び投資」第 58 条を根拠として、私的団体、企業、社会的機関、及び外国からの財政的支援を通じた資源調達が公的に認められている。② NGO を通じた間接的な支援の場合には支援額の 100%、教育機関への直接的な支援の場合 200%が税制上の控除の対象になるというインセンティブがある。③ 教育行政の地方分権化の影響もあり、教育省基礎教育委員会と県教育局のレベルでは、一部の NGO を通じた間接的な支援以外、末端の学校レベルにおける企業の支援状況を把握できていない。④ 企業は CSR 活動を行う場合、社会貢献（特に住民対策として特定の地域に対する貢献・コミュニティ対策）、社員研修の一環、イメージ・アップ等がその主な理由であり、社内に CSR 部署がない場合に NGO を利用するケースが多い。

【ベトナム】 ① 社会主義体制であることから、初等教育の普及は全て国家の権限及び責任であるという考え方から、支援を行う企業は少なくその多くは外資系企業である。② 教育分野に限らず、外資系企業は自然災害等

でも政府から半強制的寄付を常に強要され、その寄付は税制上の控除の対象にはならない。③ 外資系企業の多くは、周辺の工業団地に進出した輸出志向型工場であることから、CSR の必要性を感じない場合が多い、以上のことが確認された。

【英国】 2002 年に DFID の基金により開始し 2008 年度まで活動を行った、初等教育普遍化を目的とし国際 NGO で構成される CEF (Commonwealth Education Fund) は、企業とのパートナーシップを前提としていたが、その進行の過程で NGO と企業の「文化」の違いが明らかとなり、他方、企業がビジネスとして NGO とのパートナーシップに関心を示すにつれ、企業の役割を限定的にとらえるべきだという指摘がなされている。

【日本】 CSR 活動に影響を与えている存在として企業団体である日本経団連 1% (ワンパーセント) クラブの存在が指摘できる。つまり、カンボジアやラオスのケース・スタディで示されたように、イオン 1%クラブやエルセラーン 1%クラブ等が、国際機関や NGO を通じた途上国への教育支援を行っており、その共通思想は経常利益や可処分所得の 1%相当額以上を、自主的に CSR 活動に支出しようとするものである。この経団連の 1%クラブは 1990 年に設立され、会員企業に対して寄付や社会貢献活動に関する情報提供を行うと同時に、CSR 活動に関する広報活動や、企業やその社員と NGO を結び付けるようなコーディネートも行っている。

(2) 比較分析

① 企業の初等教育普遍化支援の背景と理由について、米国系企業では自らを企業市民と位置づけフィランソロフィーの観点から支援を行う傾向がみられるのに対し、英国系企業ではビジネスの一環として支援を行う傾

向が指摘される。ビジネスモデルに組み入れる場合には企業の利益が優先されるが、支援継続の可能性が高くなっている。また国内資本の企業の場合には、自国の子どもたちに対する初等教育の普遍化を自らの使命であるとする傾向があるが、外国資本の企業では企業活動上のコミュニティ住民への対策と位置づけられている。

② 支援の内容・戦略に関しては、寄付（寄付金は法人税の所得控除を受ける）や、企業のビジネスネットワークを利用した募金活動などの資金援助、研修の一環やボランティア活動として従業員が活動に参加する人的資源の提供、自ら NGO（財団）を設立しての教育プロジェクトの実施、カリキュラム・教育方法の開発、教員研修などを行う技術支援などのほか、アドボカシーの役割も果たすなど、多岐に渡っている。

③ いずれの企業も政府とは良好な関係を維持しているのに対し、企業と NGO が協力して政府の初等教育プロジェクトに関わる場合もあれば、利益の追求を前提とする企業とあくまでの「市民社会」としてビジネスセクターとは距離を置こうとする NGO との間に緊張関係が存在する場合も少なくない。後者の場合には、その調整の責任が政府に委ねられる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計2件）

- ① 渋谷 英章、アクシャラ財団とカルナタカ・ラーニング・パートナーシップ：質の高い初等教育を目指して、文部科学時報、査読無、2009年2月号、2009、p.74
- ② 渋谷 英章、政府や NGO、企業がパートナーシップ：質の高い初等教育の実現に向けてーインド、内外教育、査読無、5870号、2008、pp.2-4

〔学会発表〕（計2件）

- ① 渋谷英章、古川和人、初等教育普遍化に向けたパートナーシップに関する研究ー

企業によるCSR活動を中心としてー、日本教育行政学会第45回大会、2010年10月3日、筑波大学（茨城県）

- ② 渋谷英章、古川和人、初等教育普遍化に向けての企業による NGO 支援に関する実証的比較研究ーインド、カンボジア、ラオスのケースー、日本比較教育学会第45回大会、2009年6月27日、東京学芸大学（東京都）

6. 研究組織

(1)研究代表者

渋谷 英章 (SHIBUYA HIDEAKI)
東京学芸大学・教育学部・教授
研究者番号：50183398

(2)連携研究者

古川 和人 (KOGAWA KAZUTO)
東京女子体育大学・体育学部・教授
研究者番号：70366376